

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年5月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101597号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200030号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月5日の標準賞与額を29万9,000円、平成16年7月16日の標準賞与額を30万2,000円、同年12月3日の標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月

年金事務所から、請求期間①から③までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された預金通帳、平成15年分及び平成16年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)並びにA社の複数の同僚が保有する賞与明細書(以下「同僚の明細書」という。)から判断すると、請求者は当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳、源泉徴収票及び同僚の明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は29万9,000円、請求期間②は30万2,000円、請求期間③は34万円とすることが妥当である。

また、賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳により、請求期間①は平成15年12月5日、請求期間②は平成16年7月16日、請求期間③は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101458号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月

A社C支店(A社B支社にて社会保険を適用)に勤務した期間のうち、請求期間に係る賞与記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社B支社の事業主は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、当該賞与の支給についても不明であると回答している一方、給与規程により、請求者は請求期間に係る賞与の支給対象とはならないと回答している。

また、A社B支社の事業主は、平成27年6月における同社の賞与支給日は同年6月30日、支給方法は口座振込であったと回答しているところ、請求者が賞与の振込先としていた金融機関から提出された、請求者に係る通常貯金預払状況調書には、請求期間に係る賞与の入金記録はない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。